

## 議案第58号

### 市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第3項の規定により議決を求める。

平成23年2月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

### 記

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
第604号線	147 30	6 00 ~ 6 10	さいたま市中央区鈴谷二丁目678番3地先	さいたま市中央区鈴谷二丁目671番地先	
第605号線	120 20	4 00 ~ 5 00	さいたま市中央区鈴谷二丁目681番4地先	さいたま市中央区鈴谷二丁目708番1地先	
第606号線	156 40	3 90 ~ 4 00	さいたま市中央区鈴谷二丁目705番1地先	さいたま市中央区鈴谷二丁目672番1地先	
第619号線	317 40	3 70 ~ 4 00	さいたま市中央区鈴谷二丁目725番1地先	さいたま市中央区鈴谷二丁目577番3地先	